

新型コロナウイルス感染症特例貸付について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業もしくは失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付を実施します。

申込・相談窓口は市区町村社会福祉協議会となっております。福島区に住民票・住所地がある方は福島区社会福祉協議会までお問い合わせください。

[必要な申請書類等のご連絡いただいた方へ郵送対応しております。まずは福島区社会福祉協議会へお電話いただきますようお願い申し上げます。](#)

[特例貸付の手続きや提出書類等は随時変更になっております。最新の情報は区社協トップページ新着情報からリーフレットをご確認ください。](#)

1. 受付開始日

令和2年3月25日（水）

2. 特例貸付内容

(1) 緊急小口資金

- ①貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- ②貸付上限 20万円以内(特別な場合) その他10万円
- ③据置期間 1年以内
- ④償還期限 2年以内
- ⑤貸付利子 無利子
- ⑥連帯保証人 不要

*緊急小口資金(新型コロナウイルス感染症特例)概要リーフレットは、[区社協HPトップページ新着情報](#) からダウンロードできます。

(2) 総合支援資金(生活支援費)

- ①貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- ②貸付上限 (単身世帯) 月15万円以内
(複数世帯) 月20万円以内
※貸付期間 原則3か月以内
- ③据置期間 1年以内
- ④償還期限 10年以内
- ⑤貸付利子 無利子
- ⑥連帯保証人 不要

*総合支援資金(新型コロナウイルス感染症特例)概要リーフレットは、[区社協HPトップページ新着情報](#) からダウンロードできます。